

○大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世代がふれあえる家庭環境の構築及び地域の活性化等を図ることを目的とし、大和町で新たな三世代家族の同居を目的に、引越し又はリフォーム工事を行なった場合に、予算の範囲内で大和町三世代同居応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 引越し 町内に住所を異動し、三世代家族の同居を目的に行なった引越しをいう
- (2) リフォーム工事 三世代家族の同居を目的に、既存の住宅の増築、改築、模様替え、修繕又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう
- (3) 三世代家族 申請者、その配偶者、それらが扶養する中学生以下の子ども及び申請者、その配偶者の父又は母で構成される家族をいう
- (4) 同居 親世帯と子世帯が、同一の住宅に居住又は同一の敷地内若しくは隣接地の住宅に居住する場合をいう
- (5) 子世帯 中学生以下の子どもとその親で構成される世帯をいう
- (6) 親世帯 子世帯の世帯主若しくはその配偶者のいずれかの親又は祖父母で構成される世帯をいう
- (7) 扶養 申請者又はその配偶者の子で、生計を同一にし、監護していることをいう
- (8) 住宅 申請者、その配偶者又はその二親等以内の親族が所有する、申請者家族の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えていることをいう
- (9) 町税等 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 申請者及びその配偶者が、この要綱の施行日以降に、町内に三世代家族で同居するために転入又は転居した者
- (2) 申請者及びその配偶者が次のいずれかの居住要件に該当する者
 - ア 町外に、申請日から起算して過去継続して2年以上居住し、当該地に転入した者
 - イ 町内に、申請日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）居住し、当該地に転居した者
 - ウ 上記のほか、前住地の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者
- (3) 申請者及びその配偶者が、中学生以下の子どもを扶養している者
- (4) 三世代家族で同居する継続意志がある者
- (5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者
- (6) 世帯全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者

- (7) 申請者と同居する世帯全員に、過去3年間町税等の滞納がない者
 - (8) 同居する世帯全員が、過去にこの要綱による補助を受けたことがない者
- (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この要綱の施行日以降に、申請者又はその配偶者若しくは、その二親等以内の親族が事業を施行した引越し事業又はリフォーム工事業（以下「対象事業」という。）で、引渡しを受けたものであること。また、引越し事業については、この要綱の施行日以降の契約日であること
- (2) 別表第1で定める対象事業であること
- (3) 申請日から起算して過去1年以内に新たに三世代家族が同居及び対象事業で引渡しを受けたものであること。ただし、同居後に対象事業実施の場合は、申請日から起算して過去1年以内に新たに三世代家族が同居し、申請日の属する年度内に対象事業の引渡しがされるものであること
- (4) 過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと

2 次の各号に掲げるものは補助対象事業の費用に含めないものとする。

- (1) 賃貸や別荘等に資する工事の費用
- (2) 空き家を賃貸目的で第三者に貸与するためにリフォーム工事をする費用
- (3) 建物の解体費用
- (4) 家具・備品等の購入及び設置のみに要する費用
- (5) 外構費用（車庫及び物置等の整備費用を含む）
- (6) 不動産手続きに係る手数料等の費用
- (7) 大和町店舗取得・改修推進事業に要する費用
- (8) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事及び災害等による保険給付金対象の工事費用
- (9) その他町長が不相当と認めた費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大和町三世代同居応援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 対象事業と対象外事業の内訳が確認できる書類（様式任意）
- (3) 事業完了及び引渡しが確認できる書類（日付が明記されているもの）
- (4) 当該事業の位置図
- (5) リフォーム工事業の着工前と完成後の写真及び図面（平面図・立面図等）
- (6) 世帯全員分の町税等の納税証明書（過去3年分）
- (7) 申請者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (8) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本）
- (9) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の附票
- (10) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請書等の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定し、大和町三世代同居応援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定は、予算の範囲内において行うものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で、その補助金の額を変更しようとするときは、大和町三世代同居応援事業補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する金額が変わる場合は、変更後の事業の契約書及び図面
- (2) 対象事業と対象外事業の内訳が確認できる書類（様式任意）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による補助金の変更申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い変更の可否及び変更後の補助金額を決定し、大和町三世代同居応援事業補助金変更承認・却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（中止の申請）

第8条 交付決定者は、自らの意志で補助金の交付を受けることを中止しようとするときは、速やかに大和町三世代同居応援事業補助金中止承認申請書（様式第6号。以下「中止申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の中止申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査、決定をし、大和町三世代同居応援事業補助金中止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第9条 交付決定者は、事業が完了したとき（引越し事業又はリフォーム工事事業が完了し引渡しを受けたとき。）は、速やかに、大和町三世代同居応援事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の全部事項証明書
- (2) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し
- (3) 事業完了後の写真及び図面
- (4) 交付申請時と事業内容等に変更がある場合は、その変更内容の分かる書類及び図面
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告内容の審査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、その旨を大和町三世代同居応援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、大和町三世代同居応援事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(調査等)

第11条 町長は、この要綱に基づく対象事業に関して、必要な調査を行うことができる。

(条件確認の届出)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して、5年目の日の属する年度又は補助要件に該当しない事由が生じた場合は随時、大和町三世代同居応援事業補助金の交付の条件を確認する届出(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (2) 補助金の交付を受けた年度から本届出をした年度(納期到来後直近の年度)までの世帯全員分の町税等の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(決定の取消及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反したとき及び前条の届出が提出され、次に該当すると認めるときは、補助金の全額又は一部の交付を取消し、返還を命じ、大和町三世代同居応援事業補助金取消・返還通知書(様式第12号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けてから5年以内に、やむを得ない場合を除き、自己都合により三世代家族の同居を解消した場合は、全額返還とする
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段等により補助金を受領した場合は、全額返還とする
- (3) その他町長が返還を必要と認めた場合は、町長が認めた額を返還とする

2 補助金の交付を受けた者は、前項の通知を受けた場合は、町長の指示に従い速やかに補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から起算して、1年を経過する前に第4条3号の規定に基づく申請があった場合は、同号中「申請日から起算して過去1年以内」とあるのは「平成29年1月4日から申請日まで」と読み替えるものとする。

3 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	補助対象となる事業内容	条件等
引越し事業	引越し業者（運送業者）と契約し支払いをした費用	
リフォーム工事業	居住部分の増築工事	
	屋根、外壁の改修、室内の改装、間取りの変更	
	ベランダ、サンルームの増築・改修	
	住宅の床張替、畳の取替	
	給排水衛生設備、空調設備、換気設備、電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事(壁・柱・床等主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする。
	浴室、トイレ、台所などの水まわり改修工事	
	給湯設備の設置、交換	給湯する居住部分の内装工事(壁・柱・床等主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする。
	室内建具、サッシ、玄関戸の取替	
	住宅の改修を含む下水道接続工事	
	耐震補強工事	町から耐震補強の補助金を受けている場合は、耐震補強に要する工事費用は対象外とする。
	断熱改修工事	
	手すり設置、段差解消などの住宅内バリアフリー工事	
子育てに配慮した家屋の改修工事		
その他、町長が認めた工事		

別表第2（第5条関係）

種別	補助金額（上限額）	補助金額（上限額）	
		転入	転居
基礎額	三世代同居応援事業補助金の場合	50万円	25万円
	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	30万円	15万円

※事業費が上限額に達しない場合は実額を補助するものとする。

※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

大和町三世同居応援事業補助金交付申請書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号
 住所
 氏名 印
 電話番号

大和町三世同居応援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、多世代がふれあえる家庭環境の構築及び地域の活性化等を図ることを目的に次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は補助の対象者、対象事業の要件を欠くことが判明したときは、この申請が無効とされても異議がないことを誓約いたします。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、管轄警察署へ照会がなされることに同意します。

記

1. 家族等の状況

対象住宅の所在地	大和町					
申請者と同居する世帯の状況	※年齢は申請日時時点で記入願います					
氏名（ふりがな）	生年月日	性別	年齢	申請者との 続柄	住民登録 年月日	就学 区分
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
()	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生

2. 事業の内容（事業計画）

(1) 引越し事業

引越し業者			
住 所			
代表者職氏名			
契約年月日		年 月 日	
事業区分		補助対象事業費	補助対象外事業費
事業内訳		円	円
		円	円
事業費計		円 (A)	

(2) リフォーム工事事業

建築業者及び契約の相手方			
住 所			
代表者職氏名			
引渡し年月日		年 月 日	
施工主		申請者 ・ 配偶者 ・ 親族（申請者との続き柄： ）	
空き家活用の有無		有 ・ 無	
事業区分		補助対象事業費	補助対象外事業費
事業内訳		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
事業費計		円 (B)	

総事業費 (A)+(B)	円
--------------	---

※記入しきれない場合は別紙に添付（上記にならい様式任意）

3. その他の事項

他の補助金の交付の有無	有 ・ 無 （大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を除く）			
上記補助金の名称				
上記補助金の交付年月日	年 月 日			
過去の本補助金交付の有無	申請者	有 ・ 無	住 宅	有 ・ 無

4. 交付申請額等

補助の区分	転入・転居	
交付申請内訳	三世代同居応援事業補助金のみの場合	円
	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	円
交付申請額	円	

5. 収支予算の内訳

収入		支出	
内訳	金額	内訳	金額
金融機関からの借入額	円	事業費 ()	円
補助金	円	事業費 ()	円
自己資金	円	事業費 ()	円
その他	円	事業費 ()	円
	円		円
	円		円
	円		円
収入合計 (C)	円	支出合計 (D)	円
差引額 (C) - (D)			円

※記入しきれない場合は別紙に添付（上記にならない様式任意）

6. 特記事項

※特段の事情等がある場合はご記入願います。

7. 添付書類

- (1) 対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 対象事業と対象外事業の内訳が確認できる書類（様式任意）
- (3) 事業完了及び引渡しを確認できる書類（日付が明記されているもの）
- (4) 当該事業の位置図
- (5) リフォーム工事事業の着工前と完成後の写真及び図面（平面図・立面図等）
- (6) 世帯全員分の町税等の納税証明書（過去3年分）
- (7) 申請者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (8) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本）
- (9) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の附票
- (10) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

私は、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第3条に規定する以下の要件を満たすものであることを誓約いたします。

また、この要綱に定める必要な事項について、大和町が調査することに同意します。

なお、この要綱に違反し、町長から返還の指示があった際には、受領した補助金を返還することを誓約します。

記

1. 三世代家族で同居する継続意志があること
2. 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志があること
3. 世帯内に、暴力団員がいないこと
4. 世帯内で、過去3年間町税等の滞納がないこと
5. 過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと

年 月 日

大和町長 様

誓約者（申請者）

住 所

氏 名

印

住所
氏名

大和町三世代同居応援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の条件を付して交付します。〔交付しないこととしたので通知します。〕

年 月 日

大和町長 印

記

〔交付する場合

1. 交付決定額 円
2. 交付の条件
 - (1) 事業の実施等に当たっては、大和町の補助金等交付規則及び大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 事業等の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、町長の承認を受けること。
 - (3) 事業を中止・廃止（辞退）する場合には、町長の承認を受けること。
 - (4) 事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合には、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 事業が完了した場合は、速やかに実績報告書を提出すること。
 - (6) 本補助事業に違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。〕

〔交付しない場合

1. 交付しない理由 〕

大和町三世代同居応援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、次のとおり変更したいので、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

3. 変更申請額

変更後の補助金額 円

変更前の補助金額 円

差引額 円

4. 添付書類

- (1) 事業に要する金額が変わる場合は、変更後の事業の契約書及び図面
- (2) 対象事業と対象外事業の内訳が確認できる書類（様式任意）
- (3) その他町長が必要と認める書類

様

大和町長 印

大和町三世代同居応援事業補助金変更承認・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった大和町三世代同居応援事業補助金変更承認申請について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、事業計画の変更を承認〔却下〕したので通知します。

記

〔補助金の額に変更がある場合

1. 変更後の交付決定額 円〕

〔却下の場合

1. 却下の理由 〕

様式第6号（第8条関係）

大和町三世代同居応援事業補助金中止承認申請書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、事業を次のとおり中止したいので、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第8条の規定により承認されるよう申請します。

記

1. 中止・廃止（辞退）の理由及び内容

様式第7号（第8条関係）

大和町指令第 号
年 月 日

様

大和町長 印

大和町三世代同居応援事業補助金中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大和町三世代同居応援事業補助金中止承認申請書について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、事業の中止を承認したので通知します。

大和町三世帯同居応援事業補助金実績報告書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号
 住所
 氏名 印
 電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世帯同居応援事業について、事業を次のとおり実施したので、大和町三世帯同居応援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 家族等の状況

対象住宅の所在地	大和町	
住民登録年月日	年 月 日	
同居する世帯の人数内訳	親世帯の人数	人
	子世帯の人数	人（うち、中学生以下の子どもの人数： 人）
	世帯合計	人

2. 事業実績の内訳

(1) 引越し事業

契約年月日	年 月 日		
引越し事業完了年月日	年 月 日		
事業区分	補助対象事業費	補助対象外事業費	
事業内訳		円	円
		円	円
		円	円
事業費計	円 (A)		

(2) リフォーム工事業

リフォーム工事業完了年月日 (引渡し年月日)	年 月 日	
空き家活用の有無	有 ・ 無	
事業区分	補助対象事業費	補助対象外事業費
事業内訳	円	円
	円	円
	円	円
事業費計	円 (B)	

総事業費 (A)+(B)	円
--------------	---

※記入しきれない場合は別紙に添付 (上記にならない様式任意)

3. 補助金の内訳

補助の区分	転入 ・ 転居	
補助金の内訳 (実績)	三世帯同居応援事業補助金の場合	円
	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	円
補助金額	円	
既交付額	円	
差引額	円	

4. 収支決算の内訳

収入		支出	
内訳	金額	内訳	金額
金融機関からの借入額	円	事業費 ()	円
補助金	円	事業費 ()	円
自己資金	円	事業費 ()	円
その他	円		円
収入合計 (C)	円	支出合計 (D)	円
差引額 (C) - (D)			円

※記入しきれない場合は別紙に添付 (上記にならない様式任意)

5. 特記事項

※特段の事情等がある場合はご記入願います。

6. 添付書類

- (1) 対象住宅の全部事項証明書
- (2) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し
- (3) 事業完了後の写真及び図面
- (4) 交付申請時と事業内容等に変更がある場合は、その変更内容の分かる書類及び図面
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

和 第 号
年 月 日

様

大和町長

印

大和町三世代同居応援事業補助金確定通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定しました大和町三世代同居応援事業補助金につきましては、年 月 日付けで提出がありました大和町三世代同居応援事業補助金実績報告書に基づき、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 補助金額（確定額） | 円 |
| 2. 補助金の既交付額 | 円 |
| 3. 差引額 | 円 |
| 4. その他 | |

〔なお、既に交付した補助金 円との差額金 円につきましては、別紙納入通知書により 年 月 日までに返還してください。〕

大和町三世代同居応援事業補助金請求書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次の金額を交付されるよう請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 入金口座

金融機関名		店 名	
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			
生年月日	年 月 日		

※口座名義人は交付申請書の申請者と同一にしてください。

大和町三世代同居応援事業補助金の交付の条件を確認する届出

年 月 日

大和町長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

また、本補助事業の要件等を欠いた場合、同要綱第13条の規定に基づく取消・返還通知があっても異議がないことを誓約いたします。

記

1. 確認事項

補助金交付から経過した年数	年
今後の三世代家族で同居する継続意志	有 ・ 無
町税等の滞納の有無	有 ・ 無
地域行事等への参加状況	※参加・協力した地域行事等を具体的に記入願います。
補助金の交付を受けてから本届出をするまでの期間の要綱に定める事項の変更の有無とその内容	有 ・ 無
特記事項	※特段の事情等がある場合はご記入願います。

2. 添付資料

- (1) 補助金の交付を受けた者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (2) 補助金の交付を受けた年度から本届出をした年度（納期到来後直近の年度）までの世帯全員分の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

住所
氏名

大和町三世同居応援事業補助金取消・返還通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付した大和町三世同居応援事業補助金について、大和町三世同居応援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次の理由により補助金の返還を求めます。

年 月 日

大和町長 印

記

1. 補助金の返還を求める理由
2. 返還を求める金額 円
3. 返還期限 年 月 日
4. 返還方法 別紙納入通知書により納入してください。